

とやま でんさいサービス



安心・安全

紛失や盗難の心配がなく、手形と比べて安心・安全です。



効率的

手形と比べて、発行事務・取立
手続が不要。
債権を分割して譲渡・割引も
可能です。



コスト削減

手形と比べて、印紙税・搬送
コストが不要ですので、コスト
削減効果が期待できます。

「でんさいネット」とは…

全国銀行協会が設立した電子債権記録機関：(株)全銀電子債権ネットワークのことで、通称を「でんさいネット」といいます。

「でんさい」とは…

「でんさい」とは、でんさいネットが取扱う電子記録債権をいいます。

「とやまでんさいサービス」とは…

富山銀行のインターネットバンキングを利用して「でんさい」の発生・譲渡・割引などを行うサービスです。

でんさいネット／でんさいに関する
お問い合わせは、お近くの窓口へ



夢 応援!

富山銀行

<http://www.toyamabank.co.jp/>

詳しくは、中面をご覧ください。

3 サービスの内容

ご利用形態

ご利用目的に応じて、利用形態を選択できます。

- 債務者利用…債権者および債務者として取引を行います（「でんさい」の発生・譲渡等全ての取引が可能です）
- 債権者利用…債権者としてのみ取引を行います（「でんさい」の発生は行えません）

主なサービス内容

項目	サービス内容	ご利用時間
発生記録	「でんさい」による支払いを行うために、当行を通じて「でんさいネット」に「でんさい」を発生させるお取引です。 手形における振出に相当します。 当日の発生記録だけでなく、発生日を1ヵ月先までの日付に指定した予約取引も可能です。 発生記録には請求方法の違いにより、2つの方式があります。 ①債務者（支払企業）請求方式： 債務者（支払企業）側から債権者（納入企業）宛てに「でんさい」を発生させる方式です。 ②債権者（納入企業）請求方式： 債権者（納入企業）側から債務者（支払企業）宛てに「でんさい」を発生させる方式です。ただし、債務者の承諾回答が必要です。	
譲渡記録 (分割譲渡記録)	保有する「でんさい」を他の債権者へ譲渡するお取引です。 手形における裏書譲渡に相当します。 「でんさい」は分割して一部譲渡することも可能です。 分割記録のみの請求は行えません。 譲渡記録には原則として、保証（保証記録）が随伴します。 譲渡回数に制限はありません。	平日 8:00~23:00 土・日・祝祭日 8:00~20:00 ※12/31~1/3、5/3~5/5 および毎月第2土曜日を除く ●当日付の記録請求は15時まで (15時以降は予約取引)
変更記録	発生済の「でんさい」について支払期日、債権金額等の記録事項を変更するお取引です。 原則、利害関係者の承認が必要です。 書面にて変更記録請求が必要な場合もあります。	
開示請求	「でんさい」の記録内容（支払期日、金額等）を照会（開示）するお取引です。	
でんさい割引	発生済の「でんさい」について債権者（納入企業）が当行へ譲渡を行い期日前に資金化するお取引です。なお、でんさい割引の利用には別途所定の審査があります。	
口座間送金決済 (支払等記録)	支払期日になると、債務者口座から債権者口座へ自動的に送金され、資金決済が行われます。そして、でんさいネットにおいて自動的に支払等記録が行われます。	—

4 手数料について

- 発生記録、譲渡記録等の取引1件ごとに手数料がかかります。
- 詳しくは「とやまでんさいサービス手数料一覧」をご覧ください。

1 「とやまでんさいサービス」のメリット

支払企業のメリット

1 事務負担が軽減、搬送コストも削減

手形の発行および振込の準備など、支払に関する事務負担が軽減されます。さらに、手形の搬送コストも削減されます。

2 印紙税の負担軽減

手形と異なり印紙税は課税されません。

3 支払手段の一本化

手形・振込・一括決済など、複数の支払手段を一本化することも可能となり、資金管理の効率化が図れます。

納入企業のメリット

1 無駄な管理コストを削減

ペーパーレス化により、紛失や盗難の心配がありません。また、厳重に保管、管理する必要がなくなり、管理コストを削減することができます。

2 必要な分だけ分割・割引が可能

必要な分だけ分割して譲渡や割引をすることが可能です。手形にはない「でんさい」特有の大きなメリットです。

3 取立手続き不要

支払期日になるとお取引金融機関の口座に自動的に入金されますので、面倒な取立手続きは不要です。

4 資金繰りに有効活用

「でんさい」は流通性の高い債権であり、これまで資金繰りに活用できなかった債権も譲渡や割引などが可能となり、無駄なく有効活用することができます。

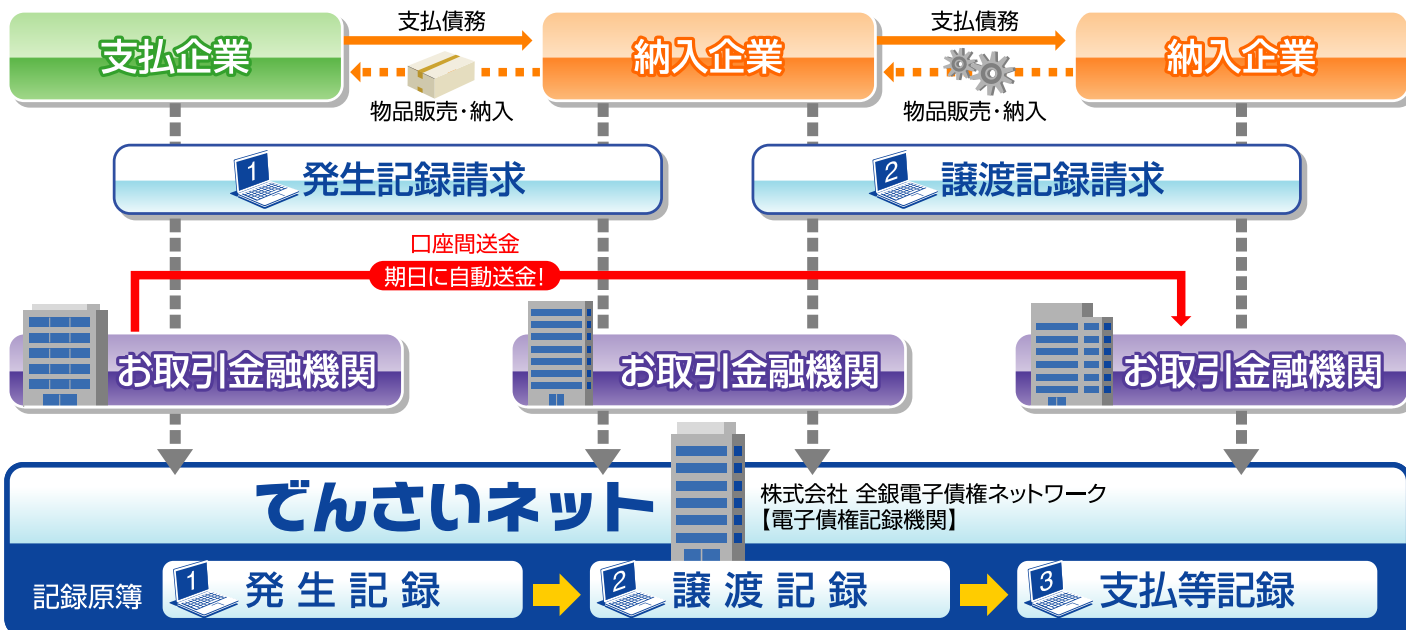
2 取引イメージ

1 電子債権の発生 …… お取引金融機関を通じてでんさいネットの記録原簿に「発生記録」を行うことで、電子債権が発生します。

2 電子債権の譲渡 …… お取引金融機関を通じてでんさいネットの記録原簿に「譲渡記録」を行うことで、電子債権を譲渡できます。必要に応じて債権を分割して譲渡することもできます。

3 電子債権の支払 …… 支払期日になると、自動的に支払企業の口座から資金を引落とし、納入企業の口座へ払込みが行われます。でんさいネットが支払が完了した旨を「支払等記録」として記録しますので、面倒な手続は一切不要です。また、手形と異なり、納入企業は支払期日当日から資金を利用することが可能となります。

〈でんさいネットの取引イメージ図〉



5 ご利用いただけるお客さま

- 法人・個人事業主の方
- インターネットに接続できるパソコンをお持ちで、インターネット経由のメールが受信できるアドレスをお持ちの方
- 「とやまでんさいサービス」のご利用には、「とやまビジネスダイレクトサービス」のご契約が必要です。

※「とやまビジネスダイレクトサービス」の詳細は、当行ホームページでご確認ください。

6 「とやまでんさいサービス」に関するQ&A

Q 「手形」はなくなるのですか？

A 電子記録債権は、手形とは異なる新たな金銭債権として創設されたものであり、現在の手形がなくなるわけではありません。

Q でんさいネットの電子債権は、安心して受け取ることができますか？

A でんさいネットでは、手形の取引停止処分と同様の支払不能処分制度を設けていますので、一定の信頼性が確保されます。

Q 取引先がでんさいネットを利用していませんが、「でんさい」で支払うことはできますか？

A 取引先がでんさいネットを利用していない場合は、でんさいで支払うことはできません。
でんさいで支払いをするためには、債務者だけでなく、取引先（債権者、譲受人、保証人等）も利用者になる必要があります。

Q でんさいネットは、複数の金融機関で利用することはできますか？

A でんさいネットは、支払・受取ともに複数の金融機関で利用することができます。
なお、でんさいネットの利用に関しては、それぞれの金融機関に利用申込みを行う必要があります。

Q 「でんさい」の支払方法について教えてください。

A 口座間送金決済による支払いが原則です。支払期日になると、債務者口座から債権者口座へ自動的に送金されます。
振込や手形の取立のような手続きは必要ありません。

7 ご注意事項

- 本サービスのご利用は、株式会社全銀電子債権ネットワークの「業務規程」および「業務規程細則」、「とやまビジネスダイレクトサービス利用規定」にご了承いただくことが前提となります。特に重要な項目を記載した「とやまでんさいサービス」ご利用の際の留意事項について（重要事項説明書）をご理解のうえお申込みください。
- お申込みには当行所定の審査があります。ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。
- 実際のお取引においては、お客様のお取引先も当行または他金融機関で「でんさいネット」のお申込みが必要となります。
- 支払期日に決済資金が準備できない場合は支払不能となり、6ヵ月以内に支払不能が2回発生した場合、手形交換所の取引停止処分と同様のペナルティが課せられます。

くわしくは、富山銀行の窓口、または下記までお気軽にお問合せください。

富山銀行事務センター



フリーダイヤル

0120-089-789

受付時間 9:00～17:00 月～金（ただし、銀行休業日は除きます）